相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市浜一二八〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長山浩一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

事務所茨城県土浦市文京町一五番四号礎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市西鹿沼町九番地一、最後の住所栃木県鹿沼市下田町一丁目一〇二六番地

被相続人　亡　松永ふみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

栃木県宇都宮市松原三丁目七番一七号

相続財産管理人　太田うるおう

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市緑町三番地一八、最後の住所群馬県伊勢崎市緑町三番一五

被相続人　亡　阿部英一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号

相続財産管理人　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市東所沢二丁目二八番地一一、最後の住所埼玉県所沢市大字松郷一四七番地の一二　被相続人　亡　根岸　只夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　弁護士法人アルファ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　剛毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市平松一五七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大橋　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤木　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市南本町三二番、最後の住所千葉県船橋市南本町三二番一四号

被相続人　亡　白須紘一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤木　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市南本町三二番、最後の住所千葉県船橋市南本町三二番一四号

被相続人　亡　白須紘一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤木　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市岡二七五一番地一、最後の住所埼玉県本庄市新井八三番地一

被相続人　亡　秋山　和茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル七階七四一区

相続財産管理人　弁護士　木村　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市玉川町四丁目九七四番地、最後の住所東京都昭島市玉川町四丁目六番四号　被相続人　亡　近藤　喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

東京都八王子市みつい台一丁目一九番五号、事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビルディング三階福澤法律事務所　相続財産管理人弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区下川井町一五九〇番地、最後の住所東京都町田市相原町二三七三番地一サンシルバー町田

被相続人　亡　飯田ミユキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市徳地八坂九七一番地、最後の住所東京都町田市能ケ谷町一五九八番地五一　被相続人　亡　有近　玉繪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月六日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

第５期決算公告

平成23年5月6日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
麻布鳥居坂キャピタル一般社団法人
代表理事　的場　武教

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	408,783
	固定資産	3,000,000
	資産合計	**3,408,783**
負債及び純資産の部	流動負債	70,000
	負債合計	**70,000**
	基金等	3,338,783
	基金	5,350,000
	利益剰余金	△2,011,217
	その他利益剰余金	△2,011,217
	（うち当期純剰余金）	（△343,157）
	純資産合計	**3,338,783**
	負債・純資産合計	**3,408,783**

第６期決算公告　平成23年５月６日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
東京共同会計事務所内
ＫＴ六本木キャピタル一般社団法人
代表理事　的場　武教

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	398,334
	固定資産	3,100,000
	資産合計	**3,498,334**
負債及び純資産の部	流動負債	70,000
	負債合計	**70,000**
	基金等	3,428,334
	基金	6,000,000
	利益剰余金	△2,571,666
	その他利益剰余金	△2,571,666
	（うち当期純剰余金）	（△240,180）
	純資産合計	**3,428,334**
	負債・純資産合計	**3,498,334**

第10期決算公告　平成23年５月６日
東京都渋谷区広尾一丁目13番７号
株式会社ピードモント
代表取締役
ステファン・ジョセフ・スポーン

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	397,339
	固定資産	422,451
	資産合計	**819,790**
負債及び純資産の部	流動負債	3,657,990
	固定負債	—
	株主資本	△2,838,200
	資本金	450,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△3,288,200
	その他利益剰余金	△3,288,200
	（うち当期純損失）	（662,240）
	負債・純資産合計	**819,790**